

● 足場からの人の墜落防止及び物の落下防止に関する対策について ●

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(以下「推進要綱」)を策定し、平成27年7月1日に改正施行された労働安全衛生規則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置」、「手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場の採用」及び「足場等の安全点検の確実な実施」等を示しています。なお、以下の措置は、仮設観覧席を含むイベント用足場、型枠支保工及びイベント等に付随する足場にも適用されます。

1. 足場からの墜落防止措置の充実

ア. 労働者の墜落防止関係

規則 「通常作業時における足場の墜落防止措置」

わく組足場

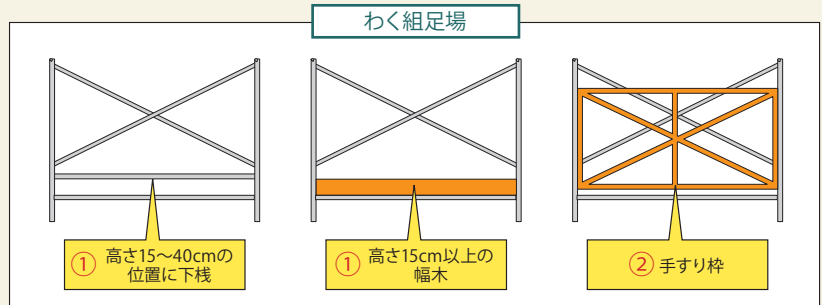
①または②のいずれかの措置

①「交さ筋かい」+「下棧^{*}」
または「高さ15cm以上の幅木」

※下棧の位置=高さ15~40cm

または、

②「手すり枠」



わく組足場以外

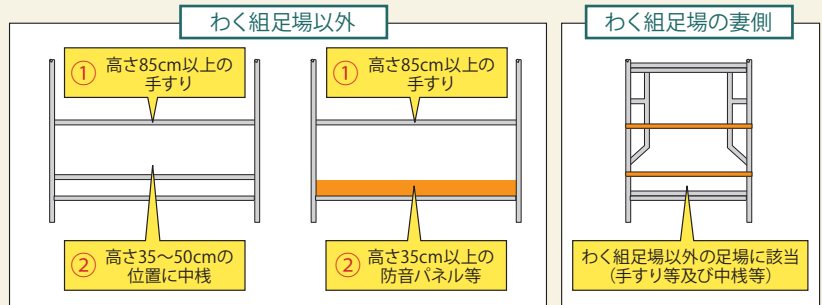
①と②両方の措置

①「手すり^{*}」

※手すりの位置=高さ85cm以上

②「中棧^{*}」

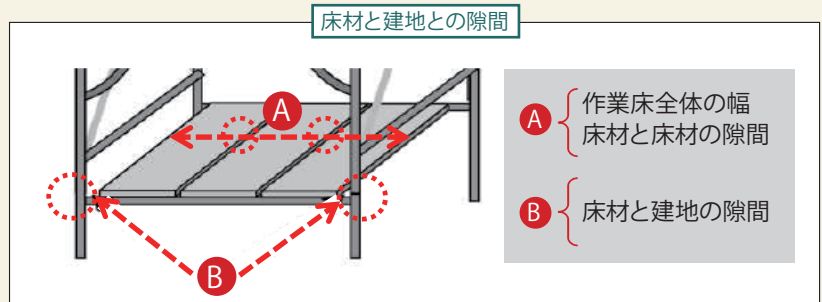
※中棧の位置=高さ35~50cm



床材と建地との隙間

A 作業床の幅は40cm以上
床材間の隙間は3cm以下

B 床材と建地の隙間は
12cm未満

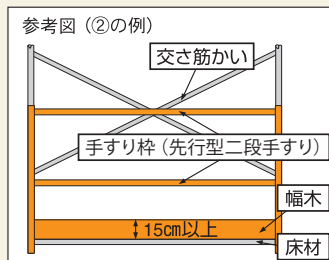
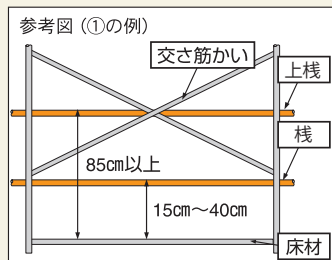


部長通達(推進要綱等)

推進要綱に基づく措置(手すり先行工法等の「より安全な措置」等)

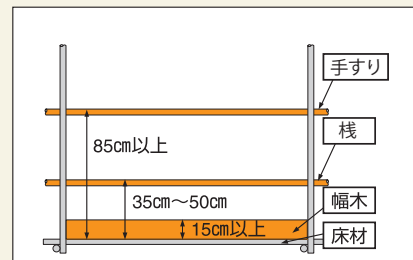
わく組足場

- ① 棧又は幅木に加え、上棧を設置した足場
- ② 手すり先行専用足場型の足場
- ③ 二段手すりと幅木の機能を有する機材を設置した足場のいずれかを設置する。



その他の足場

手すり及び棧に加え、幅木を設置する。



足場の躯体側にも「改正労働安全衛生規則」及び「安全衛生部長通達」に示す同じ措置が必要となります。
「高さ10cm以上の幅木と併設した、幅木の上端から中棧の上端までの距離が50cm以下となるような中棧」は、高さ35cm以上50cm以下の棧(中棧)と「同等以上の機能を有する設備」に該当する。
(基安発第0515001号 平成21年5月15日)